

前橋市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の改正について（議案第88号）

建築指導課

1 改正の理由

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されたことに伴い、申請手数料について定める。
- (2) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の容積率の特例許可に係る申請手数料について定める。

2 主な内容

- (1) 長期優良住宅維持保全計画の認定を申請する者等から徴収する手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る手数料（「新築」以外の区分の手数料）の額と同額とする。  
（戸建住宅の場合は、2万6,000円）
- (2) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の容積率の特例許可に係る申請手数料の額は、16万円とする。

3 施行期日

令和4年10月1日